

(社)日本非破壊検査協会 倫理規則

(前文)

本会会員は、自らの良心と良識に従う自律ある行動が、科学技術の発展とその成果の社会への還元にとって不可欠であることを明確に自覚し、社会への貢献と公益に寄与するため、以下の規範を遵守する。

(行動規範)

1. 社会への責任
会員は、自己の専門知識、技術経験を生かして、人類の安全、健康、福祉の向上・増進に貢献する。
2. 自己研鑽
会員は、常に専門家として自己の研鑽に努め、学術及び文化の発展に寄与する。
3. 公平性
会員は、人種、国籍、宗教、性別、障害にとらわれることなく、何事においても公平かつ真摯に対応し、個人の自由と人格を尊重する。
4. 公開性
会員は、自己の関与する事実や活動について、その成果を積極的に公開することに努める。
5. 中立性
会員は、常に中立性をもって、客観的な立場から研究及び技術活動を行い、得られた結果に誠実に対応し、責任をもって結論を導く。
6. 知的財産尊重
会員は、他者の知的成果、著作権及び工業所有権等の知的財産権を尊重する。
7. 環境保護
会員は、資源の有限性を認識するとともに、自然や地球環境のために廃棄物や汚染の発生を最小限にする。
8. 他者の支援
会員は、本会会員相互はもとより他の団体及び個人に対しても、技術者・研究者の能力の向上を支援するとともに、後進の技術者・研究者の指導育成に努める。

(2007. 5. 9 日本非破壊検査協会理事会制定)